

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	こども・家庭課	整理番号	2-3-1
処分の種類	助産施設の措置の解除			
根拠法令条例等・条項	児童福祉法第22条 児童福祉法施行令第28条			
処分の概要	児童等に対する助産施設への措置の解除			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 入所措置した福祉事務所長は第5の報告に基づき、当該妊産婦が次に掲げる要件を具備したときは、当該入所措置を解除するものとする。</p> <p>(1) 分べん後の経過が良好であること。</p> <p>(2) 異常分べんのため手術をした場合にあっては、分べんに関する診療または処置が終了し、子宮収縮機能状態、解熱および膣縫合状態が正常化する等手術後の経過が良好であること。</p>			
基準の制定根拠	助産施設への入所措置の取り扱いについて(昭和42. 12. 11付 42保予第772号社会部長通知)			